

山口県報

令和8年
3月24日
(火曜日)

目 次

○規則	山口県行政手続条例第十四条第四項等に規定する規則で定める方法を定める規則(人事課)……………一
一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………一	山口県職員日額旅費支給規則を廃止する規則(人事課)……………四
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………四	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(教職員課)……………五
○教委規則	山口県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………五	



山口県行政手続条例第十四条第四項等に規定する規則で定める方法を定める規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四号

山口県行政手続条例第十四条第四項等に規定する規則で定める方法を定める規則

山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第十四条第四項(同条例第二十一条第三項及び第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定

する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(同条例第十四条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限り。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和二十九年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第三条までを次のように改める。

(条例第二条第九号に規定する規則で定める者等)

第二条 条例第二条第九号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者
- 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条に規定する軌道経営者
- 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を經營する者

五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等）をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第二条第九号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。（条例第三条第二項第四号に規定する規則で定める県外の在勤地）

第二条の二 条例第三条第二項第四号に規定する規則で定める県外の在勤地は、東京事務所及び大阪事務所の存する地域とする。（条例第三条第五項に規定する規則で定める場合等）

第三条 条例第三条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十八条、条例第二十号第一項及び条例第二十二号第三項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第三条第六項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第七条を削る。

第六条の見出し中「請求手続」を「精算に係る期間」に改め、同条第一項中「第十四

条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項中「第十四条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第五条を削り、第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第四条 条例第四条第四項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部課、住所又は居所、職名、氏名及びこれらに類するものとして知事が定める事項を記載又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第一項に定める事項のほか、所属団体又は所属部課、住所又は居所、職名又は職業、氏名及びこれらに類するものとして知事が定める事項を記載又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。（鉄道賃に係る鉄道）

第五条 条例第十一条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第六条 条例第十二条第一項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第七条 条例第十三条第一項に規定する規則で定めるものは、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

第八条の次に次の三条を加える。（転居費の算定方法等）

第九条 条例第十八条の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、条例第十八条及び前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第十条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地

域内)における在勤公署の変更に伴う旅行については、県設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合その他の特別の事情がある場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(請求書及び必要な資料の種類等)

第十一条 条例第八条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一 次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

二 条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

三 条例第三条第二項(第一号及び第四号を除く。)に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

四 条例第三条第五項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

五 条例第三条第六項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

六 条例第三条第七項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 条例第八条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、知事が定める請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。

4 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

本則に次の二条を加える。

(給与の種類)

第十三条 条例第二十七条第二項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)又は一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、特殊勤務手当、時間外勤務手

当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当又はこれらに相当する給与とする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第十四条 在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤公署等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

別表第二の第一号様式から別表第五までを削り、別表第一を次のように改める。別表(第十一条関係)

請求書に添付する資料

区分		添付する資料
一 鉄道賃	条例第十一条第一号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
	条例第十一条第二号から第六号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料(急行料金にあつては、支払担当者等が必要と認める場合に限る。)
二 船賃	条例第十二条第一号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
	条例第十二条第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
三 航空賃	条例第十三条第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
	条例第十三条第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
四 その他の交通費	条例第十四条第一項各号に掲げる費用(同条第二項本文に規定する費用を除く。)	その支払を証明するに足る資料
	条例第十四条第二項ただし書に規定する場合の費用	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料

五 宿泊費	その支払を証明するに足る資料
六 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
七 転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限定する。) 条例第二十条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料(同項に該当する場合に限る。)
八 着後滞在費(宿泊手当及び旅行雑費に相当する部分を除く。)	その支払を証明するに足る資料
九 家族移転費(条例第十四条第二項本文に規定する費用、宿泊手当及び旅行雑費に相当する部分を除く。)	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料
十 条例第二十二条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第九号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に退職等となつたことを証明する資料
十一 死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第九号までに掲げる資料 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料(遺族が帰住した場合に限る。) 遺族であることを証明する資料(請求者が遺族である場合に限る。)
十二 旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第三条第一項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)

十三 旅費喪失請求書により請求する旅費

天災又は第三条第二項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料
喪失額を証明するに足る資料

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山口県職員日額旅費支給規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六号

山口県職員日額旅費支給規則を廃止する規則

山口県職員日額旅費支給規則(昭和四十一年山口県規則第三十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 条例別表第三十四号の八ワの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(条例別表第三十四号の八ワの規則で定める事務)

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この条において「省令」という。)第三十二条第二項の規定による認定

をすること。

- 二 省令第三十二条第三項の規定による提出をさせること。
 - 三 省令第三十六条の規定による認定をすること。
 - 四 省令第四十一条第二項第三号の規定による認定をすること。
- 第十一条第五項第五号中「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和八年山口県条例第十六号）の施行期日は、令和八年三月二十六日とする。



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「別表第三十四号の十八」を「別表第三十四号の十口」に改め、同条第一号中「（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項」

を「第六条第一項」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十四日印刷

発行人所

山口県知事